

新潟県公安委員会規則第3号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
	(提出書類)
<u>第2条</u> (略)	<u>第2条</u> 法又は規則の定めるところにより公安委員会に提出する申請書又は届出書は、1通とする。 ただし、法第10条の2、第21条の5及び第21条の6並びに承認規程第2条及び第6条に規定する申請書又は届出書については、正副2通とする。
<u>第3条</u> (略)	<u>第3条</u> (略)
<u>第4条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
<u>第5条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
(許可の取消し)	(許可の取消し)
<u>第6条</u> 法第6条第1項又は法第24条第1項の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。	<u>第7条</u> 法第6条第1項又は法第24条の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。
<u>第7条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
<u>第8条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
<u>第9条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
<u>第12条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第14条</u> (略)
<u>第14条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

別記様式第1号 (第2条関係)
不許可通知書
(略)

別記様式第2号 (第3条関係)
管理者解任勧告書
(略)

別記様式第3号 (第4条関係)

(略)
指 示 書
(略)
古物営業法 (昭和24年法律第108号) 第23条
第1項
の規定により、次のとおり指示する。
第2項
(略)

別記様式第4号 (第5条関係)

(略)
営 業 停 止 命 令 書
(略)
古物営業法 (昭和24年法律第108号) 第24条
第1項
の規定により、次のとおり古物営業の停
第2項
止を命ずる。
(略)

別記様式第5号 (第6条関係)

(略)
許可取消処分通知書

第16条 (略)

(他の公安委員会に対する違反等通知)

第17条 他の都道府県公安委員会の許可を受けた古物商若しくは古物市場主 (以下「古物商等」という。)又はその代理人等が法又は法に基づく命令に違反したときは、遅滞なくその事実を当該他の都道府県公安委員会に別記様式第16号により通知するものとする。

2 古物商等の許可を取り消し、又は営業の停止を命じた場合において、当該古物商等が他の都道府県公安委員会から許可を受けている場合には、遅滞なくその旨を当該他の都道府県公安委員会に別記様式第17号により通知するものとする。

第18条 (略)

別記様式第1号 (第3条関係)
不許可通知書
(略)

別記様式第2号 (第4条関係)
管理者解任勧告書
(略)

別記様式第3号 (第5条関係)

(略)
指 示 書
(略)
古物営業法 (昭和24年法律第108号) 第23条
の規定により、次のとおり指示する。
(略)

別記様式第4号 (第6条関係)

(略)
営 業 停 止 命 令 書
(略)
古物営業法 (昭和24年法律第108号) 第24条
の規定により、次のとおり古物営業の停
止を命ずる。
(略)

別記様式第5号 (第7条関係)

(略)
許可取消処分通知書

(略)

第6条第
古物営業法（昭和24年法律第108号）
第24条第

1項

の規定により、次のとおり古物営業の許可

1項

を取り消した。

(略)

(略)

別記様式第6号（第7条関係）

聴聞の開催について（公示）

古物営業法（昭和24年法律第108号）第24条
第1項

の規定による不利益処分（行政処分）に
第2項

ついて公開による聴聞を行うので、同法第25条
第2項の規定により、次のとおり公示する。

(略)

別記様式第7号（第8条関係）

行商従業者証等承認通知書

(略)

別記様式第8号（第8条関係）

行商従業者証等不承認通知書

(略)

別記様式第9号（第9条関係）

行商従業者証等承認取消処分通知書

(略)

別記様式第10号（第10条関係）

認定通知書

(略)

別記様式第11号（第11条関係）

不認定通知書

(略)

別記様式第12号（第12条関係）

認定取消処分通知書

(略)

別記様式第13号（第13条関係）

盗品売買等防止団体承認通知書

(略)

別記様式第14号（第14条関係）

(略)

第6条第
古物営業法（昭和24年法律第108号）
第24条

1項

の規定により、次のとおり古物営業の許可

を取り消した。

(略)

(略)

別記様式第6号（第8条関係）

聴聞の開催について（公示）

古物営業法（昭和24年法律第108号）第24条

の規定による不利益処分（行政処分）に

ついて公開による聴聞を行うので、同法第25条
第2項の規定により、次のとおり公示する。

(略)

別記様式第7号（第9条関係）

行商従業者証等承認通知書

(略)

別記様式第8号（第9条関係）

行商従業者証等不承認通知書

(略)

別記様式第9号（第10条関係）

行商従業者証等承認取消処分通知書

(略)

別記様式第10号（第11条関係）

認定通知書

(略)

別記様式第11号（第12条関係）

不認定通知書

(略)

別記様式第12号（第13条関係）

認定取消処分通知書

(略)

別記様式第13号（第14条関係）

盗品売買等防止団体承認通知書

(略)

別記様式第14号（第15条関係）

盗品売買等防止団体不承認通知書
(略)

別記様式第15号 (第15条関係)

盗品売買等防止団体承認取消処分通知書
(略)

盗品売買等防止団体不承認通知書
(略)

別記様式第15号 (第16条関係)

盗品売買等防止団体承認取消処分通知書
(略)

別記様式第16号 (第17条関係)

法令違反通知書
(略)

別記様式第17号 (第17条関係)

許可取消等通知書
(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。